

令和5年度埼玉県准看護師試験実施要領

1 試験日時

令和6年2月4日（日曜日）

集合・着席時間 午後1時

試験時間 午後1時30分から午後4時まで

※災害等の影響がある場合は、試験の中止、延期を検討する。

2 試験会場

聖学院大学（上尾市戸崎1番1号）

※定員超過その他やむを得ない場合は、他の会場を使用する。

3 受験資格

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和6年3月に修業する見込みの者を含む。)
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和6年3月に修業する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前述（3）から（5）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前述（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

4 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

5 提出書類

(1) 受験願書

(2) 写真1枚

出願前6か月以内に撮影した正面上半身無帽、無背景のもので、縦6cm、横4cmのもの。

(3) 受験資格を証する書類

ア 「3 受験資格」の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、修業証明書又は卒業証明書

イ 「3 受験資格」の(6)に該当する者は、厚生労働大臣の看護師国家試験受験資格認定書の写し(埼玉県保健医療政策課にて当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)

ウ 「3 受験資格」の(7)に該当する者は、都道府県知事の准看護師試験受験資格認定書の写し(埼玉県保健医療政策課にて当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)

エ アに規定する修業証明書又は卒業証明書を願書提出期間内に提出することができない者は、令和6年3月6日(水曜日)(当日消印有効)までに提出すること。

指定された日までに提出しない場合は、受験を無効とする。

(4) 戸籍抄本

受験資格を証する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合は、提出する必要はない。

(5) その他

上記(1)(2)は埼玉県電子申請・届出サービスに入力・データ添付する。(3)

(4)は埼玉県准看護師試験センターに郵送(簡易書留)により提出する。

6 受験手数料

6,900円を埼玉県電子申請・届出サービスのクレジットカード決済又はペイジーにより納付すること。

7 受験願書の受付

令和5年12月4日(月曜日)から12月8日(金曜日)に埼玉県電子申請・届出サービスにより受け付ける。ただし、5(3)(4)の書類は、埼玉県准看護師試験センターに郵送(簡易書留)で提出する(当日消印有効)。

8 受験票の交付

令和6年1月24日（水）までに、埼玉県電子申請・届出サービスにて、受験票を交付する。

9 合格発表

令和6年3月8日（金曜日）午前10時から午後5時まで、埼玉県庁本庁舎1階南側エレベーター前に合格者の受験番号を掲示する。電話等による照会には応じない。

また、合格者には合格証書を郵送する。

※ 埼玉県保健医療政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/goannai.html>)

なお、合格発表日から6か月間、埼玉県県政情報センターにおいて、受験者本人に限り自己の総得点を知ることができる。その場合、受験者本人が公的な写真付きの身分証（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等）を持参・提示する。

10 その他

- (1) 受験者は、「3 受験資格」(1)～(7)いずれかの受験資格を有する者のうち、埼玉県内の学校、養成所及び大学を卒業又は修業した者（卒業見込み又は修業見込みの者を含む。）及び埼玉県内在住者を優先し、それ以外の者については、試験会場の収容人員等を考慮し受入を行う。
- (2) 出願フォームに入力する予約番号は、埼玉県准看護師試験センターで案内したものを使用すること。
- (3) 出願後の受験手数料は返還しない。
- (4) 試験会場には、問い合わせの電話をかけること。
- (5) 試験会場には受験者用の駐車場はないので、自動車での来場は禁止する。
- (6) 試験日当日、試験会場周辺で有料にて合否通知等の受付を行っている者がいても埼玉県庁とは一切関係ないので注意すること。
- (7) 試験に関する問い合わせは、埼玉県准看護師試験センターが対応する。